

平成 26 年度も消費税転嫁対策窓口相談等事業を継続実施いたします。

消費税転嫁対策窓口相談等事業につきましては、26 年度におきましても継続して実施することといたします。

会員団体等におかれましては、本会で実施する個別相談窓口設置事業及び専門家派遣事業を積極的に活用いただき、消費税の適正な転嫁に取り組まれますようお願い致します。

事業名	概要	実施場所・日時	費用
特別窓口相談事業	消費税率の引き上げやそれに伴う制度改正等について、税理士等の専門家が質問・相談に応じます。	場所：奈良県中央会 日時：別途指定日	無料
専門家派遣事業	消費税率の引き上げやそれに伴う制度改正等について、専門家を派遣し、相談指導を行います。	場所及び日時は、相談に応じます。	無料

平成 26 年度の実施日程等は、確定次第お知らせします。